

# 品川区防災行政無線局管理運用要綱

制定 昭和56年4月1日  
改正 平成5年7月要綱50号  
改正 平成13年6月要綱158号  
改正 平成21年4月要綱162号  
改正 平成27年4月要綱310号  
改正 平成28年4月要綱121号  
改正 平成31年4月要綱256号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、情報連絡体制を確立し、非常時の円滑な通信の確保を図るため設置した品川区防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理および運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）および関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線設備法第2条第4号に規定する無線設備をいう
- (2) 無線局法第2条第5号に規定する無線局をいう
- (3) 固定局品川区役所内に設置する無線局のうち、固定系子局を動作させるものをいう
- (4) 固定系子局固定局から発射された電波を受信し、区民等に情報を伝達する装置をいう
- (5) 基地局品川区役所内に設置する無線局のうち、陸上移動局等と通信できる装置をいう
- (6) 陸上移動局可搬、携帯または車携帯型の無線局をいう
- (7) 通信統制災害が発生し、またはその恐れがある場合において、情報を円滑かつ効率的に収集および伝達するため、平常通信を切断し、割込みおよび通信順位の指定等を行うこと、またこれらの措置を取り得る状態にすることをいう

### (構成)

第3条 無線局の構成は、別表に掲げるとおりとする。

### (無線局の統括)

第4条 前条に定める無線局の管理運用に関する事務を統括するため、統括管理者を置く。

- 2 統括管理者は、法に定める無線局の管理運用上の諸手続きを行うほか、無線局の職員を指揮監督し、必要に応じて通信統制を行う。
- 3 統括管理者は、防災まちづくり部長をもって充てる。

### (無線局の職員)

第5条 無線局には、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者および無線従事職員を置く。

### (管理責任者)

第6条 管理責任者は、無線局の管理運用を行うとともに、無線局の職員を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、防災課長をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は、固定局の一般放送に係る管理運用を行うとともに、通信取扱責任者、無線従事者および無線従事職員を指揮監督する。

2 管理者は、企画部広報広聴課長をもって充てる。

3 管理者は、第1項の職務を行う場合、企画部長の指示を受けるものとする。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者または管理者の指示に従い無線従事者および無線従事職員を指揮監督する。

2 通信取扱責任者は、企画部および無線設備を配備した部局の係長級職員の中から統括責任者が指定する。

(無線従事者)

第9条 固定局、基地局および陸上移動局には、無線従事者を置く。

2 無線従事者は、通信取扱責任者の指揮監督のもとに無線設備の通信操作および運用を行う。

3 無線従事者は、法に定める資格を有する職員の中から、統括管理者が指定する。

(無線従事職員)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、陸上移動局に無線従事者を置けない場合は、その通信操作を行うため、無線従事職員を置く。

2 無線従事職員は、通信取扱責任者が指定する。

(無線従事者等の養成)

第11条 統括管理者は、職員が法に定める無線従事者の養成に努めるものとする。

2 統括管理者は、無線局の職員に対して、必要に応じ研修を実施するものとする。

(通信訓練)

第12条 統括管理者は、別に定める通信訓練実施要領により、毎月1回以上定期的に通信訓練を実施するものとする。

(故障等の連絡)

第13条 通信取扱責任者は、無線設備に故障または異常があったときは、直ちに管理責任者または管理者に報告しなければならない。

2 管理責任者または管理者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに復旧に必要な措置をとるとともに、処理経過および検査結果を記録しておかなければならない。

(備付書類の保管)

第14条 管理責任者は、次に掲げる書類等を管理、保管する。

- (1) 無線局の免許状
- (2) 無線局申請書等の副本
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線従事者選改任届の写し

(無線業務日誌)

第15条 固定局および基地局の無線従事者は、通信の都度、所定の事項を無線業務日誌に記載し、毎月末日締切後速やかに管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、無線業務日誌により、毎年1月から12月までの期間ごとに無線業務日誌抄録を作成し、翌年の1月末日までに統括管理者に提出しなければならない。

(無線設備の保守)

第16条 統括管理者、管理責任者および通信取扱責任者は、正常な通信を確保するため、次の区分により日頃から無線設備の点検、整備を実施するものとする。

- (1) 毎日の点検は、無線設備の外観点検とし、通信取扱責任者がこれにあたる。
- (2) 毎月の点検は、無線設備の異常の有無、簡単な機能点検とし、管理責任者がこれにあたる。
- (3) 半年ごとの点検は、電波の質および無線設備の総合機能点検とし、統括管理者がこれにあたる。

## 第2章 固定系

(放送の種類および事項)

第17条 放送の種類は、緊急放送と一般放送とする。

2 緊急放送とは、防災計画に定める災害対策に係る放送および犯罪に関する放送をいい、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 地震、台風、洪水および津波の予警報、または災害発生時の情報伝達に関する事項
- (2) ガス爆発、大火災等非常事態が発生した場合の指示、伝達に関する事項
- (3) 前2号の他人命等に関する災害における緊急重要事項
- (4) 通り魔の発生等により区民等の身体および生命に危険がおよぶ、またはその危険性がある緊急重要事項

3 一般放送とは、緊急放送以外の一般行政に関する放送をいい、おおむね次に掲げる事項とする

- (1) 「区民防災の日」啓蒙広報および総合防災訓練等に関する事項
- (2) 選挙の棄権防止等に関する事項
- (3) 時報に関する事項
- (4) 光化学スモッグ注意報等に関する事項
- (5) その他区民全般に周知すべき事項

(運用態勢)

第18条 緊急放送は、原則として防災計画に定める態勢により行うものとする。

2 一般放送は、原則として管理者の所属する企画部で行うものとする。

(放送時間)

第19条 放送は、次に掲げる時間内に行うものとする。

- (1) 緊急放送は、それを必要とするときに随時実施する。
- (2) 一般放送は、執務時間内とする。  
8時30分から17時15分
- (3) 時報は、毎日17時の定時とする。

2 前項第2号の規定にかかわらず管理者が必要と認めた場合は勤務時間外に放送することができる。

3 放送は、緊急放送を除き3分以内に終了するよう努めなければならない。

(放送の方法)

第20条 放送は、放送の受信対象者および放送主体を明らかにしたうえで、放送事項を簡

潔、明瞭に行うこととする。

2. 他の放送事業者が行う放送の再放送はしてはならない。

(放送の申込)

第21条 各課長等は、所掌の事務で一般放送により区民に周知する必要がある場合は、放送申込書（第1号様式）を放送希望日の7日前までに管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 管理者は、前項の依頼を受けたときは管理責任者と協議し、放送の可否について統括管理者の決定を受け、放送決定書（第2号様式）を申込者に送付するものとする。

### 第3章 移動系

(通信の種類および事項)

第22条 通信の種類は、非常通信と平常通信とする。

2 非常通信とは、法第74条に規定する通信および防災計画に定める災害対策に係る通信をいい、おおむね次に掲げる事項とする。

(1) 地震、台風、洪水および津波等の予警報に関する事項

(2) 災害情報の収集、伝達に関する事項

(3) 災害対策に係る措置要請、指令、伝達に関する事項

3 平常通信とは、非常通信以外の一般行政に関する通信をいい、おおむね次に掲げる事項とする。

(1) 区一般行政の連絡に関する事項

(2) 訓練に関する事項

(運用態勢)

第23条 非常通信は、原則として防災計画に定める態勢により行うものとする。

2 平常通信は、あらかじめ無線設備を設置し、もしくは配備した部局または必要に応じて貸出しを受けた部局において行うものとする。

(通信時間)

第24条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常通信は原則として執務時間内の8時30分から17時15分の間とし、1回につき3分以内とする。

(通信の方法)

第25条 通信の方法は、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）を遵守するとともに、別に定める運用の手引に基づき、通信の円滑な実施に努めなければならない。

### 第4章 雑則

(運用態勢の特例)

第26条 夜間休日等における無線局の地震警報放送等については、防災宿直員が必要な措置を講じるものとする。

2 あらかじめ指定した無線従事者が登庁したときは、防災宿直員は、直ちに当該無線従事者に無線局の運用を引き継ぐものとする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、無線局の運用について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 品川区防災無線機網運営要綱（昭和53年10月13日制定）は、昭和56年3月31日限り廃止する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成31年4月17日から適用する。